

広島県告示第七百九十号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月十五日から施行する。

平成二十四年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中

5	高周波プラズマ発光分光分析装置	〃	二、五〇〇円	を
5	ICP発光分析装置	〃	二、二〇〇円	に、
55	X線CT検査装置	〃	四、〇〇〇円	を
55	X線CT検査装置	〃	四、八〇〇円	に改め、同表東部工業
技術センターの項中				
98	自動測定ステージ	〃	六〇〇円	を
98	自動測定ステージ	〃	六〇〇円	に、
99	静電気イミュニティ試験機	〃	五〇〇円	
100	伝導性イミュニティ試験機	〃	五〇〇円	
101	伝導性妨害波測定機	〃	六〇〇円	
15	マニュアルダイボンダ	〃	九〇〇円	を
15	マニュアルダイボンダ	〃	九〇〇円	
16	マニュアルボールワイヤボンダ	〃	八〇〇円	に改め、第二号の表西
部工業技術センターの項中				
第一号の表西部工業技術センターの項中				
(㉔) 高周波プラズマ発光分析によるもの				
		一成分	六、七〇〇円	を
(㉕) ICP発光分析によるもの				
		一成分	六、五〇〇円	に改める。